

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 損害賠償請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成19年6月14日棄却・不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年6月6日判決、本資料256号－158・順号10418）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年11月30日判決、本資料256号－329・順号10589）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成19年6月14日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 才口 千晴

裁判官 横尾 和子

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 泉 徳治

当事者目録

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
上告人兼申立人	甲
上記両名訴訟代理人弁護士	金岡 昭
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	長勢 甚遠
同指定代理人	小茄子川 栄治